厚生・産業常任委員会資料１－２
平成 29 年（2017 年）3 月 9 日
商工観光労働部労働雇用政策課

「しが職業能力開発推進プラン」（仮称）（案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1　県民政策コメントの実施結果

平成29年(2017年)1月24日から2月23日までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「しが職業能力開発推進プラン」（仮称）（案）に対する意見・情報の募集を行った結果、６名から１２件の意見等が寄せられました。

これらの意見等については、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2　提出された意見等の内訳

項目		件数
表紙		－
目次		－
第１章　プランの策定にあたって		－
第２章　本県の職業能力開発を取り巻く状況と課題		４件
第３章　プランの基本目標		２件
第４章　職業能力開発の基本的施策		
	１　求人ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消	２件
	２　全員参加型社会の実現に向けた個々のニーズに応じた職業能力開発	３件
	３　キャリア形成支援	１件
	４　技能の振興と継承	－
	５　職業能力開発に関する体制の整備と関係機関との連携等	－
合　計		12件

3　提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	項目	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第2章　本県の職業能力開発を取り巻く状況と課題				
1	2	3　本県の多数を占める中小企業	他の項目と同様に、状況の後に取り組みの方向性を記載すべき。	ご意見を踏まえ、以下の記述を追記します。 ＜修正後＞ **本県の産業を担う中小企業の人材育成について支援することが必要です。** 併せて「4　雇用の状況」についても、取り組みの方向性を追記します。 ＜修正後＞ **その一方で、中小企業を中心に人手不足となっており、これに対応することが必要です。**
2	5	8　公共職業訓練の状況	技術革新により、ほとんどの仕事が機械にとって代わり、人手がいらなくなる傾向にあるという。 このような状況のなかで、ものづくり分野の訓練を行っても、はたしてそれによる仕事は残っていくのか。	技術革新等により、機械に置き換わる仕事もあると考えます。 しかしながら、ものづくりの分野には、長年の経験により培われた技能、技術が必要とされるものなど、最終的に、人の手に頼らなければならないものも多くあり、今後も必要な技能および知識であると考えます。
3	6	県内の公共職業能力開発施設と訓練科	公共職業訓練は、県の施設と機構滋賀支部が行っている訓練があるが県と機構で行っている訓練の違いが分からない。 県あるいは機構でまとめて実施するほうが効果的ではないか。	国は、職業能力開発促進法に基づき、全国に職業能力開発施設を設置し、その運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせています。 県内には、滋賀職業能力開発促進センター、滋賀職業能力開発短期大学校が設置されていますが、県の高等技術専門校と地域、対象者および訓練科が競合することがないよう役割を分担して、効果的かつ効率的な訓練の実施に努めています。
4	6	8　県内の公共職業能力開発施設と訓練科	公共職業訓練を受講する場合の手続、費用などはどうなっているのか。	このプランは、本県の職業能力開発の中期計画の性質を持つものであることから、手続等の詳細は記載していません。 公共職業訓練を受講する場合、求職者を対象とした訓練については、原則、受講料は無料であり、公共職業安定所を通しての申込みとなります。 また、新規学卒者や在職者を対象とした訓練については、受講料等をご負担いただくとともに、申込み先は各施設となります。

番号	頁	項目	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第３章　プランの基本目標				
5	7	1　求人ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消	『さらに「介護」、「保育」、「建設」等の人手不足が生じている分野や、再生可能エネルギーをはじめとする「エネルギー分野」、「情報通信」など、今後成長が見込まれる分野についての人材育成を目指します。』と記述されているが、県が力を入れる分野であり、断定的に「人材育成をします。」に修正してはどうか。	今後、求人ニーズや求職ニーズを踏まえつつ、具体的な訓練の実施にあたっては、訓練内容等について検討を行う必要があることから、原案のとおりとします。
6	8	公共職業能力開発施設がめざす目標	目標値は、施策が具体的に実行された時点で施策の効果を測ることができるものであるべきである。 この計画の目標値は施策の実施前後の働く人々や企業から評価される満足割合、離職率の推移、あるいは訓練や研修に対する生の意見で表されるべき。	公共職業能力開発施設では、すべての人々が能力を高めて、希望する職業に就くことができるよう職業訓練を実施しています。 その成果の客観的な指標が就職率であることから、原案のとおりとします。 また、訓練の満足度などについては、受講者アンケートや企業訪問などを通じて把握し、求人・求職ニーズに応じた訓練内容となるよう努めます。
第４章　職業能力開発の基本的施策				
	1	**求人ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消**		
7	9	(2)求人ニーズに応じた職業訓練の実施	『再生可能エネルギーをはじめとする「エネルギー」分野や「情報通信分野」など、今後成長が見込まれる分野の職業訓練の実施について検討します。』と記述されているが、県が力を入れる分野であり、断定的に「実施をする。」に修正してはどうか。	今後、求人ニーズや求職ニーズを踏まえつつ、具体的な訓練の実施にあたっては、訓練内容等について検討を行う必要があることから、原案のとおりとします。
8	9	(3)求職ニーズに応じた職業訓練の実施	今は景気が良く、人手不足の状況にあるが、不景気の状況に陥ると求職者があふれることになる。 今後も景気の状況を見据え、職業訓練がセーフティーネットの働きをしっかり果たすよう記述内容を補強されたい。	策定の趣旨に記載しているとおり、前計画においては、リーマンショック以降の厳しい雇用情勢に対応する職業能力開発施策を実施してきました。 このプランでも、「第１章　プランの策定にあたって」の「３　プランの期間」に記載しているとおり、今後、経済・雇用情勢の急激な変化が生じた場合には、機動的に対応するとしているところから、原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見等（要旨）	意見等に対する考え方
	2	全員参加型社会の実現に向けた個々のニーズに応じた職業能力開発		
9	10	(2)女性に対する職業能力開発	30～34歳の労働力率の滋賀県・全国の差が大きい点と、同年代の無業者の女性の就職希望率が高いことについては、憂慮すべき点であるので、対策を検討、実施してほしい。 （参考資料：図表12関係）	本県では、子育て期の女性の年齢別労働力率、いわゆるM字カーブの切り込みが全国に比べ深いことから、女性のニーズに対応した職業訓練だけでなく、平成23年に「滋賀マザーズジョブステーション」を開設し、就労に関する相談から、職業紹介までワンストップで実施するなどの取り組みをおこなっています。
10	10	(4)中高年齢者に対する職業能力開発	中高年齢者の再就職の形は、フルタイムで働くことを希望する人や、趣味のかたわら働くことを希望する人など様々な形があると思うので、その部分を追加すればどうか。	趣味と仕事の両立を希望される中高年齢者の方に対しては、公共職業訓練ではなく、「シニアジョブステーション滋賀」の利用を勧めています。 「シニアジョブステーション滋賀」では、中高年齢者の多様な働き方を応援するため、キャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などの就労支援をワンストップで行っています。 「シニアジョブステーション滋賀」との連携は、計画に記載しているところから、原案のとおりとします。
11	10	(5)外国人に対する職業能力開発	外国人の新規求職件数と採用件数の乖離が大きい。原因を究明し、対策を検討、実施してほしい。 （参考資料：図表19関係）	外国人の就労については、日本語能力が求められています。 このため、「（一財）日本国際協力センター（ＪＩＣＥ）」において、日本語教育を中心とした就労・定着支援研修が実施されており、本県では、外国人の方を対象に日本語教育に配慮した職業訓練を行っています。
	3	キャリア形成支援		
12	11	(1)事業主等が行う教育訓練への支援	事業主等の公共職業能力開発施設の利用が少ないので、利用が促進されるよう、対策を実施してほしい。 （参考資料：図表26関係）	公共職業能力開発施設は、企業等の社員教育の一環としても利用いただいています。 事業主等に対しては、日頃から企業訪問等を通じて、情報提供に努めており、今後も、一層の利用が進むよう努めます。